様式第二（第33条関係）（令元経産令31・令２経産令92・一部改正）

特定施設の使用の開始（又は廃止）届

年　　月　　日

産業保安監督部長　殿

鉱業権者名

鉱山保安法第15条の規定により、特定施設の使用について、次のとおり届け出ます。

１．鉱山名

２．特定施設の種類及び設置場所

３．工事計画届出年月日

４．使用開始（又は廃止）年月日

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。